

「日頃市の未来を語る会」の開催状況について

▷問い合わせ先＝市民協働課(☎内線278)

地区の課題や将来像について話し合う「日頃市の未来を語る会」(全5回)の3回目以降の住民ワークショップは、新型コロナウイルス感染症の影響で開催を見合わせていましたが、7月3日に第3回、7月30日に第4回を、3密空間を作らないよう感染症対策を実施した上で、旧日頃市中学校にて開催しました。

第3回ワークショップの内容

3回目のワークショップでは、過去2回のワークショップの内容と日頃市町民の皆さんに協力をいただいたアンケート結果の詳細な内容を共有した後、「みんなで取り組んだら面白いこと」などについて、班ごとに話し合いを行いました。話し合いの中で、「鹿に乗る」や「ダムで花火大会」、「化石のお宝探し」などのアイデアが挙げられました。

会の最後には、各班がお勧めするアイデアを2つ選び、その内容を参加者全体で共有しました。



第4回ワークショップの内容

4回目のワークショップでは、これまでに出された50個以上のアイデアを「日頃市にとって重要で、実現させたいか」と「いつごろ実現できるか」の2つの観点で整理しながら、発想をさらに深く、広くする話し合いを行いました。

その結果、「川トレッキング」や「敬老会などの各種行事を見直し、継続できる体制にしていく」といったアイデアが、1年～2年ほどで実現可能なこととして取り上げられました。



「碁石海岸ラベンダー苗譲渡会」の実施について

▷申し込み・問い合わせ先＝農林課農政係(〒022-0101三陸町越喜来字所通26-1 ☎内線7122/☎④3277)

市は、碁石海岸ラベンダー畑の維持管理事業の終了に伴い、ラベンダー苗(直径約80cm、高さ約50cm程度)の譲渡会を開催します。

▷日時＝10月4日(日)午前9時～11時30分(雨天決行)

▷会場＝碁石海岸ラベンダー畑(末崎町字大豆沢152番地1地内)

▷参加料＝無料(事前申し込みが必要です)

▷申込方法＝郵送またはファクスで、題名を「ラベンダー苗希望」とし、①郵便番号および住所、②氏名、③連絡先、④希望する株数(最大2株)を記載の上申し込みください。窓口および電話での申し込みはできません。なお、申し込み多

(9) 広報大船渡お知らせ版 令和2年8月20日号(No.1181)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑦3111

数の場合は抽選とします。

▷申込締切日＝9月4日(金)必着

▷持参するもの＝スコップ、一輪車など、掘り起し・運搬用具の準備をお願いします。貸出はありません。

▷駐車場＝碁石海岸大駐車場および碁石海岸キャンプ場駐車場を利用ください。路上駐車は禁止です。

▷注意事項

・応募は、一人一回のみとします。

・当日に会場に来れる人が対象です。当日以外の掘り起こしは禁止します。

はかりの定期検査を受けましょう

▷問い合わせ先＝商工課商工係(☎内線109)

商業目的や証明に使うはかりは、2年に1度の定期検査が必要です。県では右表の日程で、はかりの定期検査を実施しますので、受検しましょう。

対象となる人には、事前調査に基づき「計量器定期検査通知書」のはがきが郵送されますので、検査を受けるときに持参ください。

はがきが届かない場合でも、検査対象のはかりを使用している人は、会場にお越しください。※はがきには最寄りの会場が記載されていますが、全ての会場で受検できます。

▷日時・会場＝右表のとおり

▷主な検査対象のはかりの例

- ・商店が使用する取引用のはかり
- ・行商、市場、庭先取引で使用するはかり
- ・農協や漁協などで使用するはかり
- ・薬局で調剤に使用するはかり
- ・学校や病院などで体重測定に使用するはかり
- ・その他、業務上取引や証明行為に使用するはかり

▷持参するもの＝はがき、検査手数料、はかり、分銅、おもり

▷検査手数料＝250円～3,700円(1台当たり)

※はかりの種類により異なります。

《はかりの定期検査日程》

期日	時間	会場	対象地域
9月7日(月)	13:00～16:00	市役所本庁車庫前	猪川町・立根町・赤崎町の一部
9月8日(火)	9:00～12:00 13:00～16:00		盛町・大船渡町
9月9日(水)	9:00～11:00	日頃市地区公民館	日頃市町
	13:00～16:00	ふるさとセンター	末崎町
9月10日(木)	9:00～11:30	赤崎地区公民館	赤崎町の一部
	13:00～16:00	三陸B&G海洋センター	三陸町綾里
9月11日(金)	9:00～11:30	吉浜地区拠点センター	三陸町吉浜
	13:00～15:00	三陸公民館	三陸町越喜来

ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について

▷申請・問い合わせ先＝子ども課子ども福祉係(☎内線193)

市内のひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。

■基本給付

▷支給対象者＝以下のいずれかに該当する人

①令和2年6月分の児童扶養手当を受給したひとり親世帯の人

②公的年金などを受給しているため令和2年6月分の児童扶養手当が全額停止のひとり親世帯の人

③児童扶養手当の受給資格がない、または手当受給の申請をしていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっているひとり親世帯の人

▷給付額＝第1子について5万円、第2子以降は1人につき3万円を加算して支給します。

▷申請について

・①の人は、申請不要です。市から支給について通知します。

・②と③の人は、申請が必要です。

■追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している場合、基本給付とは別に1世帯あたり5万円を支給します(申請が必要です)。

▷支給対象者＝基本給付の①、②に該当する人

※支給方法は、令和2年6月分の児童扶養手当を受給している口座か、支給対象者指定の口座に振り込みます。

※支給や申請書提出の時期などは、支給対象者への通知や、市ホームページなどでお知らせします。